

由利本荘市（保険者）

介護保険制度の運営は市区町村が行います。

- 制度を運営します
- 要介護認定を行います
- 保険証を交付します
- 負担割合証を交付します
- サービスを確保・整備します

介護報酬の請求

介護報酬の支払い

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などがサービスを提供します。

地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として設置されています。

- 介護予防ケアマネジメントを行います。
- 総合的な相談・支援を行います。
- 権利擁護、虐待を早期発見・防止します。
- ケアマネージャーを支援します。

介護保険に加入する人（被保険者）

本人の状態に合わせたサービスが利用できます。

第1号被保険者(65歳以上の人)

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要になったとき、認定を受けるとサービスを利用できます。

第2号被保険者(40歳以上65歳未満の人)

第2号被保険者は、特定疾病により介護や支援が必要になったとき、認定を受けるとサービスを利用できます。

介護保険の保険証が交付されます

介護保険の加入者には医療保険の保険証とは別に、一人一枚の保険証(介護保険被保険者証)が交付されます。介護保険のサービスを利用するときなどに使用します。

- 65歳に到達する月に交付されます。
- 40歳以上65歳未満の人は、認定を受けた場合などに交付されます。

介護保険負担割合証が交付されます

介護保険の認定を受けている人などには「介護保険負担割合証」が交付されます。サービスを利用した際に支払う利用者負担の割合が記載されています。

- 適用期間は1年(8/1~7/31)で毎年交付されます。
- サービス利用時には、介護保険の保険証とともにサービス事業者へ提示します。

- 要介護認定の申請
- 保険料の納付

- 要介護認定
- 保険証の交付
- 負担割合証の交付

連携

連携

相談等

支援

サービスの提供

利用料の支払い